

平成28年 7月

連続繊維施工士及び連続繊維施工管理士

資格登録者 各位

(登録有効期限 平成24年9月30日～平成27年9月30日の方)

一般社団法人 繊維補修補強協会 事務局

連続繊維施工士及び連続繊維施工管理士 登録資格更新（失効更新）のご案内

連続繊維施工士及び連続繊維施工管理士の資格制度は、連続繊維補強工事の施工にかかわる施工技能者及び施工管理者の資質基準を定め、施工品質の保持と信頼性の確保を図り、連続繊維補修補強工法の健全な発展に寄与することを目的に、当協会が我が国で唯一の資格として実施しているものです。

今般、現行登録の有効期限がすでに徒過されている方で、失効期間が5年以内でありかつ、失効理由が認められる方々に対しては、更新申請を受理させていただくこととなりましたので、失効更新手続きを以下のとおりにご案内いたします。

本資格の有用性については、国土交通省住宅局より発行された「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」(平成18年5月)、(財)建築保全センター発行の「建築改修工事監理指針平成25年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)並びに、(財)日本建築防災協会発行の「2010年改訂版 連続繊維補強材を用いた既存鉄筋コンクリート造及び既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計・施工指針」等の公的資料に記載され、資格者の活用が推奨されています。

協会では、関係各所に本資格の活用を働きかけており、今後ますます本資格の必要性や評価が高まるものと期待されますので、是非更新登録されることをお勧めいたします。

【更新後の登録有効期限等】

- (1) 両資格の更新後の有効期間は5年間です。今回登録更新されますと、登録の有効期限は、現資格の登録有効期限日より5年間延長されます。
- (2) 登録更新がなされませんと登録が無効となり、有効期限日より5年経過しますと登録は抹消されます。資格取得は新規の扱い(研修会受講及び試験合格が必要)となります。

【登録更新の手続】

- (1) 同封の失効更新申請書裏面の案内に従って手続きをしてください。
- (2) 今回ご案内の更新登録申請の手続き期日は、

平成28年 7月29日(金)です。

※**期日までに申請を受理した方には、遅くとも9月30日までに更新後の資格証を発送します。**

以上

連絡先： 一般社団法人 繊維補修補強協会 事務局

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20 建築会館6階

TEL 03-3453-8001 FAX 03-3453-8008

E-mail : senihoky@apricot.ocn.ne.jp

<http://www.fir-st.com/> (協会HPでも本手続き等を案内しています。)

※ 上記手続き期日以降も更新申請は受理いたしますが、資格証の発送は遅くなります。